

PCR 検査の実施体制について

1 行政検査

- (1) 県衛生環境研究所 1日最大72件を120件に拡大
職員体制を整備することにより、実施。
- (2) 宮崎市保健所 1日最大24件を48件に拡大
検査機器を1台から2台に増設し、実施。

2 保険診療による検査

- (1) 都城市郡医師会
都城健康サービスセンターにおいて、6月1日から検査を開始する。1日最大14件
帰国者・接触者外来を受診し、医師が必要と認めた者について検体を採取し検査。
さらに、機器を整備することにより検査件数の拡大を計画している。
- (2) 宮崎市郡医師会
臨床検査センターで機器を導入し、検査を実施予定（開始時期調整中）
1日最大20件
- (3) 延岡市
延岡市夜間急病センターに検査室を整備し、検査を実施予定（開始時期調整中）
1日最大24件
- (4) その他
今後とも医療機関と協議し、保険診療に必要な委託契約を締結し、検査件数の増加を
図る。また、抗原検査※については、検査キットの医療機関への供給配布に併せて保険
診療での検査を開始する。
※抗原（ウイルス特有のタンパク質）をキットを使用して検出するもの。特別な検査
機器を要せず、約30分で検査結果を得られる。PCR検査と比較して検出に一定以上
のウイルス量が必要であることから、当面、陰性の場合PCR検査が必要

3 総括

県衛生環境研究所及び宮崎市保健所による行政検査を1日計168件に拡充するとともに、都城・北諸圏域の14件を加え6月1日からは182件の検査体制となる。